

「積極的平和主義」の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月十日

福島みずほ

参議院議長 山崎正昭殿



「積極的平和主義」の認識に関する質問主意書

平和学の第一人者と言われる、ノルウエーのヨハン・ガルトゥング博士は、「積極的平和」を唱えている。単に戦争のない状態を平和と考える「消極的平和」に対して、貧困・抑圧・差別などの構造的暴力がない状態を平和ととらえ、「積極的平和」と定義している。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 積極的平和の定義について、日本政府もガルトゥング博士と同じ考え方か。

二 前記一に関して、もし異なる部分があるとするれば、どの部分がどのように異なるのか。

三 前記一に関して、ガルトゥング博士の考え方と異なる部分がある場合、なぜ、ガルトゥング博士によって確立された定義と異なる考え方を持つのか。

四 岸田外務大臣は二〇一五年三月十七日の参議院予算委員会において私の質問に対して「積極的平和主義ですが、今やテロ、サイバー、宇宙など、脅威が容易に国境を越える時代となりました。もはや一国のみでは自らの平和や安定を守ることはできません。自国の平和と安全を守るためには地域や国際社会の平和や安定を確保しなければならない、こういった考え方に基づいて積極的に貢献していく、こうした取組を積極的平和主義と呼んでおります。」と答弁した。

これはガルトウング博士と同じ定義か。違ふとすれば、どの部分がどのように違ふのか。また、違ふとすれば、その理由は何か。

五 ガルトウング博士は二〇一五年八月に来日した際、「参院で審議中の安全保障関連法案は、平和の逆をいくものです。成立すれば、日本は米国と一致協力して世界中で武力を行使していくことになるでしょう。そうなれば、必ず報復を招きます。日本の安全を高めるところか、安全が脅かされるようになりま

す。」(二〇一五年八月二十六日付け朝日新聞)と厳しく批判している。同博士の批判について、日本政府の見解如何。

右質問する。